

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第37号

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則

四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（最低制限価格）</p> <p>第9条 競争入札により請負契約を締結しようとする場合において最低制限価格を設けるときは、市長は次の各号に定めるいずれかの方法により最低制限価格を定めるものとする。</p> <p>(1) 予定価格の<u>10分の9.2</u>から<u>10分の7.5</u>までの範囲内で最低制限価格をあらかじめ設定する方法</p> <p>(2) (略)</p>	<p>（最低制限価格）</p> <p>第9条 競争入札により請負契約を締結しようとする場合において最低制限価格を設けるときは、市長は次の各号に定めるいずれかの方法により最低制限価格を定めるものとする。</p> <p>(1) 予定価格の<u>10分の9</u>から<u>10分の7</u>までの範囲内で最低制限価格をあらかじめ設定する方法</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の四日市市契約施行規則は、この規則の施行の日以後に公告する入札から適用し、同日前に公告している入札については、なお従前の例による。

（総務部調達契約課）